

みなし登録電気工事業の開始届に必要な書類

*建設業法第2条第3項に規定する建設業者で電気工事業を営む者は、登録を受けた登録電気工事業者とみなされますが、電気工事業を開始したときにその旨を届出なければなりません。

※郵送ではなく窓口において届出をされる場合は、事前にご連絡ください。

提出書類	個人	法人
電気工事業開始届出書 様式第18 (第24条)	○	○
履歴事項全部証明書 (写し可、3ヶ月以内のもの)	—	○
建設業許可証の写し	○	○
誓約書(主任電気工事士用)	△ (※1)	△ (※1)
雇用証明書	△ (※2)	△ (※2)
正規雇用であることが分かる公的書類の写し (保険証など)	△ (※2)	△ (※2)
電気工事士免状の写し	○	○
(第一種電気工事士の場合) 講習受講歴の写し	△ (※3)	△ (※3)
(第二種電気工事士の場合) 実務経験証明書(3年以上)	△ (※3)	△ (※3)
(第二種電気工事士の場合) 登録電気工事業者登録証又は電気工事業開始届受理通知の写し	△ (※4)	△ (※4)
備付器具調書	○	○
測定機器貸出承諾書	△ (※5)	△ (※5)
備付器具調書に記載した器具の番号等が分かる写真又は現物 (借用器具を含む)	○	○
営業所位置図	○	○
店舗見取図 (平面図)	○	○
(※1) 役員の方が主任電気工事士の場合は省略できます (※2) 雇用証明書は選任される主任電気工事士が従業員の場合に、提出が必要です 申請者本人、役員の場合は必要ありません 併せて、保険証など正規雇用が確認できる公的書類の写しを提出してください (※3) 電気工事士免状の種類に応じ、講習受講歴の写しもしくは3年以上の実務経験証明書のどちらかの提出が必要です (※4) 実務経験証明書の証明者が佐賀県以外で登録を受けた電気工事業者の場合、提出が必要です (※5) 「自家用電気工作物」をされる場合で、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合にのみ提出が必要です ★注意★ 電力会社からの受電電圧が100V又は200Vの低圧であっても、「自家用電気工作物」となる場合があります。詳しくは、「自家用電気工作物の説明」を一読ください		

※提出先 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 保安担当
TEL : 0952-25-7027
Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第 18 (第 24 条)

電気工事業開始届出書

×受理年月日	
×届出番号	第 号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〒

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
連絡先電話番号

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 34 条第 4 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 佐賀県知事 許可 (ー) 第 号

2 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種 県 第 号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 電気工事の種類欄には「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」若しくはその両方を記載すること。

【申請情報について】

お預かりした情報は、佐賀県情報公開条例第 5 条に基づく開示請求の対象となる場合があります。